

第27次消防審議会 「消防団を中核とした地域防災力の充実 強化の在り方に関する答申」

総務課

1 第27次消防審議会（第8回）の開催

平成27年12月7日（月）に、第27次消防審議会（消防庁長官の諮問機関。会長・室崎益輝神戸大学名誉教授）の第8回会議を開催しました。

今回の会議においては、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する答申（案）について」として、これまでの会議での議論及びその後の各委員からの御意見を踏まえた答申（案）について、事務局から説明を行いました。

その後、答申の取りまとめに向けた調査審議を行いました。委員からは、多様性についてより具体的に記載すること、高齢化の進捗をより意識した記載とすること等、幅広い御意見が出されました。

調査審議の締めくくりとして、室崎会長から、今回の会議で提出された意見を踏まえて修文を行い答申として取りまとめること、具体的な修文については一任願いたいこと、という旨の御発言があり、異議なく承認されました（答申の内容については、後述の「第27次消防審議会「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する答申」」を御参照ください。）。

閉会にあたり、佐々木敦朗消防庁長官及び室崎会長から、次のとおり答申の取りまとめに当たって挨拶がありました。

第27次消防審議会第8回会議 消防庁長官挨拶



消防庁長官 佐々木 敦朗

本日は審議会の閉会の会でございますので、一言御礼を申し上げます。

平成26年の2月から、この27次消防審議会、2年間でしたが、これまで8回にわたり、大変熱心にまた精力的にご議論を賜りました。心から感謝を申し上げます。

この27次審議会では、一昨年消防団の活性化法を受けて、消防団の強化、あるいは地域防災力の強化の進め方についてご審議をいただき、まず、取り組みが急がれる事項を中心に、中間答申を昨年7月にまとめていただきました。その後さらに議論を積み重ねていただきまして、本日最終答申案の取りまとめのご審議をいただきました。私も本日陪席しておりましたが、大変幅広い視点からさまざまな、本当に示唆に富むご意見を頂戴したと思っております。

もちろん、答申の中身を施策に反映をさせていただきたいと思っておりますし、それにとどまらず私どもが今後仕事を進めていくに当たって、心に止めておかなければいけないご意見、ご示唆をいただいたと思っております。大変ありがとうございます。これから最終答申をいただきましたら、それをもとに消防団、地域防災力の充実強化に全力で取り組んでまいりたいと思っております。

室崎会長を初めといたしまして、委員の皆様方のご指導に改めて感謝を申し上げますとともに、今後ともさまざまなお知恵を頂戴し、ご指導いただきますことを心からお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

第27次消防審議会第8回会議 室崎会長挨拶



消防審議会会長 室崎 益輝

過去に消防団に関する委員会というのは何度も何度も行われてきましたが、今回は過去の委員会に比べて視野がとても広がったように思います。今までは団員を増やさないといけない、増やすためには何をしたらいいかというところに重点が置かれていました。しかし、今回は日本の社会の動向を踏まえた防災のあり方を検討し、地域の防災力の向上のために消防団が核となって、多様な主体と力を合わせてやっていこうという、しっかりした視点が出たのはとてもよかったのではないかと考えています。そういう意味ではいい答申が出せたことに対して、各委員の皆様にご心から御礼を申し上げたいと思います。

2点目はこれで終わりではないと、2つ宿題が残ったように思います。1つはこれで十分ではないのだと、特に人口減少時代という新しい大きな転換点の中での、地域の防災のあり方は、もっといろいろな意味でしっかり検討していかなければならないということがあります。あるいは狭い消防の中で考えていたのではだめだ、つまり、消防団なら消防団で狭い世界に閉じこもっているのではなくて、もっと消防団が地域の中に打って出るというか、もっと消防団自身も広い視野で取り組んでいかなければならないと、そういうニュアンスが入っているように思います。それは消防団が新しい展開を図らないといけないという大きな宿題を得たように思います。

それから、もう1つの宿題は、単に答申を出して終わりではなくて、これからは実質「つくる段階」だと思います。既に今日もご紹介いただきましたけれども、私もこの前、佐賀の女性消防団活性化大会に出させていただきます。もう素晴らしい事例がどんどん生まれてきています。そういう優れた事例をどんどん積み上げることが必要ですので、まさにこの答申がきちんと生きるために、引き続きサポー

トしていかなければならないと思っております。その面では、今日の委員の皆様には、今後ともいろいろな意味でアドバイスなり、ご支援いただければとありがたいと思います。

2年間でしたが、本当にどうもありがとうございました。

なお、消防審議会の配布資料及び議事録は、消防庁ホームページ (http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/shingi.html) に掲載しています。

【議事次第】

1 開 会

2 議 題

《審議事項》

- ・「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する答申」(案) について
－答申(案) 審議－

《報告事項》

- ・広島市飲食店火災について
- ・平成27年9月関東・東北豪雨の被害状況及び消防機関の活動について

3 閉 会



2 答申の手交

平成27年12月22日（火）に、第27次消防審議会「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する答申」が、同審議会の室崎益輝会長から佐々木敦朗消防庁長官に対し手交されました。



本記事では、この答申にいたる経緯や内容等について御紹介します。

なお、答申の全文については、本号32ページ及び消防庁ホームページ (http://www.fdma.go.jp/neuter/about/toshin/h27/271222_chiiki_bousairyoku_jujitsu_kyoka_no_arikata.pdf) にも掲載しております。

3 答申に至る経緯及び答申の位置付け

第27次消防審議会においては、平成25年の臨時国会で議員立法により「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律110号。以下「消防団等充実強化法」という。）が成立したことを受け、同法を踏まえた消防団の強化の在り方及び地域防災力の強化の進め方について調査審議いただくため、平成26年2

第27次消防審議会の概要

審議事項 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方」

1 消防団の強化の在り方

近年の社会情勢の変化を踏まえ、今後どのように消防団員の確保を進めていくかなど、「消防団の強化の諸課題」について検討。

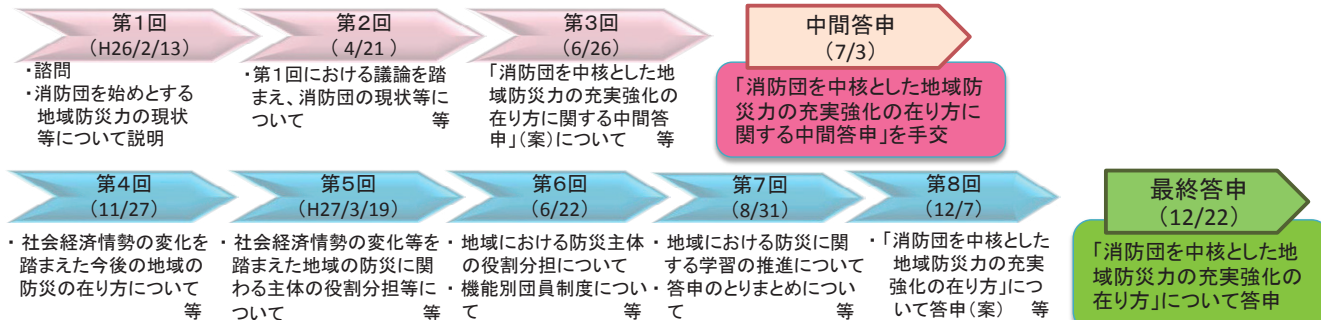
2 地域防災力の強化の進め方

消防団を中核とした地域防災力の強化を国民運動として盛り上げていくにはどうしたらよいかについて検討するとともに、常備消防を始めとする関係機関や自主防災組織など民間の地域防災力の担い手との役割分担・連携などを検討。

委員一覧

- <委員> (◎:会長 ○:会長代理) (平成27年8月5日現在)
- 青山 佳世 (フリーアナウンサー)
 - 青山 繁晴 (株式会社独立総合研究所 代表取締役社長)
 - 石井 正三 (公益社団法人日本医師会常任理事)
 - 片田 敏孝 (群馬大学大学院理工学府教授)
 - 木沢 トモ子 (栃木県婦人防火クラブ連合会会長)
 - 岸谷 義雄 (公益財団法人兵庫県消防協会会長)
 - 重川 希志依 (常葉大学大学院環境防災研究科長)
 - 高橋 淳 (全国消防長会会長)
 - ◎田中 淳 (東京大学大学院総合防災情報研究センター長・教授)
 - 宗片 恵美子 (特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事)
 - ◎室崎 益輝 (神戸大学名誉教授)
 - 和合 アヤ子 (福島県商工会議所連合会理事)
- <専門委員>
- 秋本 敏文 (公益財団法人日本消防協会会長)
 - 小川 和久 (特定非営利活動法人国際変動研究所理事長)
 - 清原 慶子 (三鷹市長)
 - 関澤 愛 (東京理科大学大学院国際防災科学研究科教授)
 - 山本 保博 (一般財団法人救急振興財団会長)

審議の状況





第27次消防審議会(第1回:平成26年2月~第8回:平成27年12月) 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する答申」について

平成25年12月の「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の成立を踏まえ、平成26年2月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方」について消防庁長官が諮問し、消防団への加入の促進を始めとする消防団の基盤の強化のうち取組が特に急がれる事項を中心として、中間答申を平成26年7月に取りまとめた。
その後の取組の進展状況や残された課題に対する更なる議論を行い、このたび、最終答申としてとりまとめ、提言するもの。

<主な提言内容>

地域防災に関する事項

- 地区防災計画・具体的事業計画(※)の策定は、地域防災に関わる組織、住民等多様な主体が参画・議論するための非常に有益な機会
(※)消防団等充実強化法に基づく「地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画」
- 地域防災の担い手を育てる観点から、消防団等が中心となって、防災に関する住民の理解を促進
- 地域における防災分野への女性の参画を推進

消防団に関する事項

<被用者>

- 「消防団協力事業所表示制度」の未導入市町村に対する制度導入の徹底
- 在勤者の入団を認めていない市町村において入団を認めるよう全国に徹底

<女性・シニア世代>

- 女性のいない消防団等における女性入団の更なる促進
- 退職消防職団員による大規模災害発生時限定の機能別分団の創設等活動しやすい環境づくりの推進

<大学生等>

- 通学先の市町村でも入団を可能とするよう働きかけ
- 消防団活動で地域社会に貢献した大学生等の実績を市町村が認証する「学生消防団活動認証制度」(※)の導入を促進
(※)中間答申後に導入(H26.11)

<その他消防団の強化>

- 機能別団員・機能別分団制度の再評価
- 消防団員の処遇の改善
- 消防団員の装備・教育訓練の改善
- 消防団の広報啓発活動の充実

国民運動の展開

平成27年度に2カ所で地域防災力充実強化大会を開催。引き続き幅広いPR活動等の取組を進めるべき。
平成28年で東日本大震災から5年、消防団等充実強化法の成立から3年。同法の基本理念に則って、国民運動を展開し地域防災の取組の輪を広げることが重要であり、そのことが地域防災力の中核である消防団の充実強化にもつながるもの。

月13日に、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方」について、消防庁長官から諮問がなされました。この諮問を受け、同審議会においては、3回の議論がなされた後、同年7月3日に消防団への加入促進を始めとする消防団の基盤の強化のうち取組が特に急がれる事項を中心として、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申」が取りまとめられました。

その後、5回の調査審議が行われ、社会経済情勢の変化を踏まえた今後の地域の防災の在り方や、地域の防災に関わる多様な主体との連携・役割分担等の議論を踏まえ、今回答申として取りまとめられたものです(各回の会議の開催状況については、「消防の動き」掲載のそれぞれの記事(第1回:平成26年3月号、第2回:同年5月号、第3回:同年臨時増刊号、第4回:平成27年1月号、第5回:同年4月号、第6回:同年7月号、第7回:同年10月号、第8回:本号)を御参照ください。)

4 答申の構成

今回の答申は、答申の位置付けや議論の経過等を掲載した「はじめに」、消防団や自主防災組織等の現状について記載した「第1 地域防災力を取り巻く現状」の後、

「第2 消防団等の充実強化のために取り組むべき事項」において、地域の防災及び消防団に関する具体的な提言事項を記載し、「おわりに」で消防審議会として防災の取組の輪が広がっていくことについて期待する、という全体構成になっています。

このうち、第2においては地域における防災体制の強化を図ることにより、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に取り組むべきであるという認識のもと、「第2-1 地域の防災に関する事項」及び「第2-2 消防団に関する事項」のそれぞれで具体的な提言事項が記載されています。

まず、「第2-1 地域の防災に関する事項」の1から3までにおいて、地域の防災に関し、多様な主体の参画、住民の理解の促進及び防災分野への女性の参画について記載されています。その後、「第2-2 消防団に関する事項」では、1から3において被用者、若者並びに女性及びシニア世代それぞれの加入の促進等について、4から8までにおいて、機能別団員・機能別分団の再評価、消防団員の処遇、装備及び教育訓練の改善、消防団の広報啓発活動について記載されています。そして、最後の「おわりに」で、地域防災力の充実強化に関する国民運動の展開について記載されています。

5 答申における主な提言事項

○地域の防災に関する事項

(1) 地域の防災に関する多様な主体の参画

消防団やそれ以外の防災に関する組織やコミュニティの在り方は、地域によって様々であるため、画一的な役割分担論ではなく、防災やコミュニティに関わる組織や住民等が参画し、それぞれの地域において地域防災力の在り方について議論することが重要であり、この点、地区防災計画・具体的事業計画の策定は、地域防災に関わる組織、住民等多様な主体が参画・議論するための非常に有益な機会であると提言されています。

(2) 地域の防災に関する住民の理解の促進

防災に関わる一部の人間だけでなく、それ以外の住民に向けて、自らの地域がおかれている災害リスクの現状や住民が協力して災害に備えるメリットなどを訴え、防災に関する理解を得ていく必要があるということから、①地域における防災に関する学習の推進、②子どもの頃からの消防団活動等の地域防災に対する理解の促進に関し次の事項等について提言されています。

- ・子どもの発達段階ごとに防災に関する行動の目標のプログラムを用意するなどの取組を実施
- ・消防団員による学校への出前講座等を通じた消防団に対する理解の促進

(3) 地域における防災分野への女性の参画

地域における防災分野への生活者の多様な視点を反映する観点から女性の消防防災分野全体への参画を進めていくことが必要であると提言されています。

○消防団に関する事項

(1) 被用者の消防団への加入の促進

被用者については、都市部を中心にその割合の増加が今後も進展することが見込まれることを踏まえ、消防団への加入促進に特に力を入れていく必要があるとの観点から、①その前提となる事業者の消防団活動に対する理解の促進、②勤務地における被用者の消防団への加入の促進等及び③公務員等の消防団への加入の促進に関し、次の事項等について提言されています。

- ・「消防団協力事業者表示制度」の未導入市町村に対する制度導入の徹底

- ・在勤者の入団を認めていない市町村において入団を認めるよう全国に徹底
- ・消防団等充実強化法における特例措置を踏まえた公務員等の消防団への加入の促進

(2) 若者の消防団への加入の促進等

長期的に消防団員を確保していくためには若い人材の確保が重要であるとの観点から①大学生等の消防団への加入の促進及び②消防団で活動した大学生等の卒業後の消防団活動の継続への配慮に関し、次の事項等について提言されています。

- ・通学先の市町村でも入団を可能とするよう働きかけ
- ・消防団活動で地域社会に貢献した大学生等の実績を市町村が認証する「学生消防団活動認定制度」の導入の促進

(3) 女性及びシニア世代の消防団への加入の促進等

少子高齢化の進展や、被用者の増加の中で、特に都市近郊の地域等において日中地域にいる割合の高い女性やシニア世代の役割が更に重要となるとの観点から、①女性消防団への加入の促進及び②シニア世代の消防団への加入の促進等に関し、次の提言がされています。

- ・女性のいない消防団等における女性入団の更なる促進
- ・退職消防職団員による大規模災害発生時限定の機能別分団の創設等活動しやすい環境づくりの推進

(4) 機能別団員・機能別分団制度の再評価

大規模災害対応では多くのマンパワーが必要となることや、消防団員の長期の減少傾向を踏まえ、「大規模災害時には地域に貢献したい」、「自らの専門性・特技を生かしたい」などと考える人々に選択肢を提供し、防災に関わる人々を増やしていくために、機能別団員制度を改めて評価すべきであると提言されています。

(5) 消防団員の処遇の改善等

消防団の活動の実態に応じた適切な報酬等の支給の地方公共団体への働きかけを行った結果、無報酬団体が解消する見込みとなったが、一方で多くの市町村において、地方交付税単価よりも実際の単価が低い状況にあることから、引き続き、地方交付税措置額を踏まえた水準となるよう、強く要請していく必要があると提言されています。



(6) 消防団の装備の改善

「消防団の装備の基準」の一部改正及び消防団の装備に関する地方交付税の大幅増額という機会を捉えて一層の消防団の装備の改善が集中的・計画的に進むよう、各地方公共団体においては適切な予算措置を講じるべきであると提言されています。

(7) 消防団員の教育訓練の改善

「消防団の教育訓練の基準」の一部改正により新設された指揮幹部科や消防団員のための教育用教材（DVD及び教育用冊子）の作成による消防団教育の標準化が進められ、またNBC災害についても教育訓練が進められているが、今後ともニーズの変化に対応して消防団員の教育訓練の充実を進めていくことが重要であると提言されています。

(8) 消防団の広報啓発活動の充実

地域の防災への理解の促進において、防災への関わり方の一つとして消防団活動があるということを住民に広報啓発していく必要があり、ウェブ上での消防団充実強化取組事例の紹介などの手法の活用や幅広い国民に向けた広報啓発活動の充実が必要であるとともに、住民一人一人が日々の生活の中で消防団に身近に触れる機会を増やすことが重要であると提言されています。

○おわりに

～地域防災力の充実強化に関する国民運動の展開～

消防団等充実強化法の基本理念に則って国民運動を展開し、地域防災の取組の輪を広げていくことが重要であり、引き続き、同法の趣旨を徹底するための広報の実施、消防団の重要性の周知等について、幅広いPR活動等の取組を進めるべきであると提言されています。

6 答申を踏まえた消防庁の対応

すでに平成26年7月3日の消防審議会の中間答申を受け、消防庁では多くの事項について取り組んできたところですが、最終答申を受け、平成27年12月25日付けで消防庁長官から各都道府県知事及び各指定都市市長宛て通知を発出したところです（通知の内容については、本号39ページ「第27次消防審議会最終答申を踏まえた消防団を中核とした地域防災力の充実強化について（依頼）」を御参照ください。）。

今後ともより消防行政の充実に向けてまいりたいと思います。

問い合わせ先

消防庁総務課 橋本、高柳、山田
TEL: 03-5253-7506